

地域密着型特定施設入居者生活介護

1 事業概要

入所定員が29人以下の介護専用型特定施設である有料老人ホームや軽費老人ホーム等の入所者である要介護者が、その施設で地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や、機能訓練・療養上の世話を利用するサービス

2 人員、設備基準の概要

(1) 人員基準

職 種	員 数 ・ 資 格	
生 活 相 談 員	1人以上（1人以上は常勤） ※ 当該職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事可	
看 護 職 員	1人以上（常勤換算方法）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要介護者である利用者数が3人又はその端数を増すごとに1人以上</li> <li>・ 看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は常勤</li> </ul> ※ 当該職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事可
介 護 職 員	常に1人以上確保されること	
機 能 訓 練 指 導 員	1人以上 ※ 当該特定施設の他の職務に従事可 ※ 当該職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事可 <b>【資格】</b> 理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師，あん摩マッサージ指圧師，一定の実務経験を有するはり師又はきゅう師	
計 画 作 成 担 当 者	1人以上（専従） <b>【資格】</b> 介護支援専門員 ※ 当該特定施設の他の職務に従事可 ※ 当該職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事可 ※ 併設する小規模多機能型居宅介護事業所又は複合型サービス事業所の介護支援専門員により、当該特定施設の利用者の処遇が適切に行われるときは、置かないことができる	
管 理 者	常勤専従1人 ※ 管理上支障がない場合は、当該特定施設の他の職務又は、同一敷地内の他の事業所・施設の職務に従事可	

◇ 地域密着型特定施設に他の事業所を併設した場合の基準の緩和

併設する事業所	人員の配置
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> </ul>	指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、左の併設事業所の員数を満たす従業者を置いている場合は、当該地域密着型特定施設の従業者は、併設事業所の職務に従事可

(2) 設備基準

設備等	面積等
建物	原則として耐火建築物又は準耐火建築物
介護居室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員は1人（ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は2人可）</li> <li>・ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さ</li> <li>・ 地階不可</li> <li>・ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面していること</li> </ul>
一時介護室	介護を行える適当な広さ ※ 他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保できる場合は、設けなくても可
浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したもの ※ 同一敷地内にある他の事業所、施設等の浴室を使用できる場合は未設置可
便所	居室のある階ごとに設置・非常用設備を備えていること
食堂	適当な広さ ※ 同一敷地内にある他の事業所、施設等の食堂を使用できる場合は未設置可
機能訓練室	適当な広さ ※ 他に機能訓練を行うための適当な広さを確保できる場合は、未設置可
廊下幅等	利用者が車椅子で円滑に移動することができるよう、段差の解消や廊下幅の確保等に配慮する。
その他	上記のほか、建築基準法及び消防法に定める構造設備

※ 有料老人ホームについては、「有料老人ホーム設置運営標準指針」に定める基準を満たしたうえ、老人福祉法第29条第1項に規定する事前の届出が必要です。

※ 軽費老人ホームについては、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」に定める基準を満たした上、社会福祉法第62条第1項に定める届出が必要です。